

# 栃木県公報

平成30(2018)年 7月20日(金) 号 外 第 41 号

公 告   ○公の施設に係る指定管理者の募集 企 業 局   ○公の施設に係る指定管理者の募集		目	次
企業局		公	告
	○公の施設に係る指定管理者の募集		
	○公の施設に係る指定管理者の募集		 

## 公

#### 〇公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成30 (2018) 年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称

とちぎ男女共同参画センター (南館)

(2) 所在地

栃木県宇都宮市野沢町4番地1

(3) 設置の目的

男女共同参画の推進を図り、もって豊かで活力ある社会の形成に資する。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建敷地面積30,992.76㎡、延床面積7,021.71㎡

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① とちぎ男女共同参画センター(南館)の施設の維持管理に関すること。
  - ② 有料施設等の利用許可に関すること。
  - ③ とちぎ男女共同参画センター(南館)の運営に関すること。
  - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に 記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ男女共同参画センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を 聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月20日 (月) から同年9月21日 (金) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月21日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館7階

栃木県県民生活部人権·青少年男女参画課男女共同参画担当

電話 028-623-3074 FAX 028-623-3150 E-mail seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/system/honchou/honchou/danjokyoudousankakugyouseijouhou.html)

 $\Pi$ 

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称
    - ① 栃木県立日光自然博物館
    - ② 栃木県奥日光地区駐車場
    - ③ 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設
  - (2) 所在地
    - ① 栃木県立日光自然博物館 栃木県日光市中宮祠2480番地1
    - ② 栃木県奥日光地区駐車場
      - ア 湖畔第一駐車場 栃木県日光市中宮祠2478番地1
      - イ 湖畔第二駐車場 栃木県日光市中宮祠2478番地1
      - ウ 華厳の滝第一駐車場 栃木県日光市中宮祠2480番地10
      - エ 華厳の滝第二駐車場 栃木県日光市中宮祠2479番地
    - ③ 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設
      - ア 英国大使館別荘記念公園 栃木県日光市中宮祠2482番地
      - イ イタリア大使館別荘記念公園 栃木県日光市中宮祠2482番地
      - ウ 中禅寺湖畔ボートハウス 栃木県日光市中宮祠2485番地8
- (3) 設置の目的
  - ① 栃木県立日光自然博物館 日光国立公園の自然についての理解を深め、もってその適正な利用に資する。
  - ② 栃木県奥日光地区駐車場日光国立公園の適正な利用に資する。
  - ③ 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設 日光国立公園の自然に親しみ、国際的な避暑地として発展した中禅寺湖畔の歴史と文化についての 理解を深める場を提供することにより、県民福祉の増進に資する。
- (4) 規模等
  - ① 栃木県立日光自然博物館建物構造 鉄筋コンクリート造2階建敷地面積7,589.11㎡、延床面積2,724.51㎡
  - ② 栃木県奥日光地区駐車場
    - ア 湖畔第一駐車場建物構造 一部二層立体敷地面積9,742.31㎡、延床面積2,808.00㎡
    - イ 湖畔第二駐車場

敷地面積2,176.04㎡

- ウ 華厳の滝第一駐車場 敷地面積7,340.29㎡
- エ 華厳の滝第二駐車場 敷地面積4,905.54㎡
- ③ 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設

ア 英国大使館別荘記念公園

木造2階建

敷地面積5,078.00㎡、延床面積466.98㎡

イ イタリア大使館別荘記念公園

木造2階建(本邸)、木造1階建(副邸)

敷地面積7,198.73㎡、延床面積463.29㎡

ウ 中禅寺湖畔ボートハウス

木造2階建

敷地面積447.75㎡、延床面積497.73㎡

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

利用期間及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① 栃木県立日光自然博物館、栃木県奥日光地区駐車場及び栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の維持管理に関すること。
  - ② 栃木県立日光自然博物館及び栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の有料施設の利用の許可に関すること。
  - ③ 栃木県立日光自然博物館、栃木県奥日光地区駐車場及び栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の運営に関すること。
  - ④ その他附帯する業務に関すること。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 年4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県立日光自然博物館、栃木県奥日光地区駐車場及び栃木県中禅寺湖畔国際 避暑地記念施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者 を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月20日 (月) から同年9月20日 (木) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月20日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館12階

栃木県環境森林部自然環境課自然公園担当

電話 028-623-3206 FAX 028-623-3212 E-mail shizen-kankyou@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/hakubutukan.html)

III

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称
    - ① とちぎ健康づくりセンター
    - ② とちぎ生きがいづくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいづくりセンター県北支所
  - (2) 所在地
    - ① とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいづくりセンター 栃木県宇都宮市駒生町3337番地1
    - ② とちぎ生きがいづくりセンター県南支所 栃木県栃木市神田町9番40号
    - ③ とちぎ生きがいづくりセンター県北支所 栃木県矢板市矢板54番地
  - (3) 設置の目的

① とちぎ健康づくりセンター

生活習慣の改善による生活習慣病の予防その他県民の自主的な健康づくりの総合的支援

② とちぎ生きがいづくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいづくりセンター県北支所

高齢者の自主的かつ積極的な生きがいづくりの支援及び豊かで生きがいに満ちた高齢社会の形成

(4) 規模等

① とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいづくりセンター 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上4階建 敷地面積196,189.78㎡、延床面積22,976.07㎡

② とちぎ生きがいづくりセンター県南支所 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 (講堂兼体育館は平屋) 敷地面積4,699.77㎡、延床面積1,898.26㎡

③ とちぎ生きがいづくりセンター県北支所 鉄骨造2階建

敷地面積5,300.31㎡、延床面積1,849.99㎡

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
- (1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター県南 支所及びとちぎ生きがいづくりセンター県北支所の施設の維持管理に関すること。
  - ② とちぎ健康づくりセンターの有料施設等の利用の許可に関すること。
  - ③ とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター、とちぎ生きがいづくりセンター県南 支所及びとちぎ生きがいづくりセンター県北支所の運営に関すること。
  - ④ その他附帯する業務に関すること。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項

記載した資格を満たすものとする。

平成31 (2019) 年4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ健康づくりセンター・とちぎ生きがいづくりセンター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月21日 (火) から同年9月21日 (金) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月21日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館4階

栃木県保健福祉部保健福祉課地域保健担当

電話 028-623-3103 FAX 028-623-3131 E-mail hofuku@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/index.html)

IV

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称

とちぎ福祉プラザ

(2) 所在地

栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号

(3) 設置の目的

障害者をはじめとする県民の幅広い交流及び社会参加並びに自主的な福祉活動を支援し、もって県民がともに支え合う地域社会の形成に資する。

(4) 規模等

① 本館

鉄筋コンクリート造4階建、一部地下1階 敷地面積17,354.69㎡、延床面積9,392.63㎡(本館)、835.59㎡(附属棟)

② 障害者スポーツセンター

鉄筋コンクリート造2階建、一部鉄骨造

敷地面積23,585,73㎡、延床面積2,253,81㎡

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① とちぎ福祉プラザの施設の維持管理に関すること。
  - ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
  - ③ とちぎ福祉プラザの運営に関すること。
  - ④ その他附帯する業務に関すること。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に 記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 年4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ福祉プラザ指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、 知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月21日 (火) から同年9月21日 (金) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月21日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館4階

栃木県保健福祉部保健福祉課地域福祉担当

電話 028-623-3047 FAX 028-623-3131 E-mail hofuku@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/index.html)

V

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称

栃木県子ども総合科学館

(2) 所在地

栃木県宇都宮市西川田町567番地

(3) 設置の目的

科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、児童の健全な育成を図る。

(4) 規模等

鉄骨鉄筋コンクリート造2階建(屋上に天文台設置)

敷地面積167,585.42㎡、延床面積10,000.44㎡

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① 栃木県子ども総合科学館の施設の維持管理に関すること。
  - ② 栃木県子ども総合科学館の運営に関すること。
  - ③ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に 記載した資格を満たすものとする。 4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 年4月1日から平成41 (2029) 年3月31日までの10年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県子ども総合科学館指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月21日 (火) から同年9月21日 (金) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月21日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館5階

栃木県保健福祉部こども政策課子育て環境づくり推進担当

電話 028-623-3068 FAX 028-623-3070 E-mail kodomo@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/system/honchou/honchou/1180094466195.html)

VI

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
- (1) 名称

栃木県立宇都宮産業展示館

(2) 所在地

栃木県宇都宮市元今泉6丁目1番37号

(3) 設置の目的

産業の振興及び地域経済の発展

(4) 規模等

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建敷地面積28,453.75㎡、延床面積8,548.32㎡

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

開館日及び開館時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① 栃木県立宇都宮産業展示館の施設の維持管理に関すること。
  - ② 有料施設の利用の許可に関すること。
  - ③ 栃木県立宇都宮産業展示館の運営に関すること。
  - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 年4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県立宇都宮産業展示館指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月27日 (月) から同年9月28日 (金) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館6階

栃木県産業労働観光部観光交流課観光地づくり担当

電話 028-623-3210 FAX 028-623-3306 E-mail kanko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/f05/kankouchidukuri/2018shiteikanri.html)

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称

とちぎ花センター

(2) 所在地

栃木県栃木市岩舟町下津原1612

(3) 設置の目的

花の生産振興と花とのふれあいによる心豊かな人づくり

(4) 規模等

敷地面積30,428.99㎡

建物16棟、総延床面積6,392.54㎡

展示植物1,123種類

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

開館日及び開館時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① とちぎ花センターの施設の維持管理に関すること。
  - ② 多目的ホールの利用の許可に関すること。
  - ③ とちぎ花センターの運営に関すること。
  - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に 記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 年4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ花センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月24日 (金) から同年9月26日 (水) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月26日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館12階

栃木県農政部生産振興課果樹花き担当

電話 028-623-2329 FAX 028-623-2335 E-mail seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/g05/index.html)

VIII

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
- (1) 名称

栃木県土上平放牧場

(2) 所在地

栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島1637

(3) 設置の目的

牛の預託を受け、その放牧を行うことにより、酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図り、もって畜産の振興に資する。

(4) 規模等

牧場面積175.8ha

草地面積119.0ha

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

利用期間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県土上平放牧場の施設の維持管理に関すること。
- ② 栃木県土上平放牧場の利用の許可に関すること。
- ③ 栃木県土上平放牧場の運営に関すること。
- ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に 記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 年4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県牧場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事 が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月21日 (火) から同年9月25日 (火) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで (持参、郵送ともに同月25日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館13階

栃木県農政部畜産振興課環境飼料担当

電話 028-623-2350 FAX 028-623-2353 E-mail chikusan@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/index.html)

IΧ

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称

栃木県立日光霧降アイスアリーナ

(2) 所在地

栃木県日光市所野2854番地先

(3) 設置の目的

スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。

(4) 規模等

鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階建

敷地面積14,346.00㎡、延床面積6,073.29㎡

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

休館日及び開館時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① 栃木県立日光霧降アイスアリーナの施設の維持管理に関すること。
  - ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
  - ③ 栃木県立日光霧降アイスアリーナの運営に関すること。
  - ④ 上記①から③までに附帯する業務に関すること。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に 記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 年4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県体育施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、 知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月24日 (金) から同年9月27日 (木) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月27日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南別館2階

栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課総務担当

電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail sports@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/spoorts02 menu.html)

Χ

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称

栃木県グリーンスタジアム

(2) 所在地

栃木県宇都宮市清原工業団地32番

(3) 設置の目的

スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上3階建 敷地面積93,820.00㎡、延床面積10,271.55㎡

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

休館日及び開館時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① 栃木県グリーンスタジアムの施設の維持管理に関すること。
  - ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
  - ③ 栃木県グリーンスタジアムの運営に関すること。
  - ④ 上記①から③までに附帯する業務に関すること。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に 記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 年4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県体育施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、 知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30 (2018) 年8月24日 (金) から同年9月27日 (木) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月27日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南別館2階

栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課総務担当

電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail sports@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/spoorts02\_menu.html)

(行政改革推進室)

### 企 業 局

#### ○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成30 (2018) 年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称

栃木県民ゴルフ場

(2) 所在地

栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺字上川原828番地

(3) 設置の目的

県民の健康づくり及び県民のスポーツへの参加の推進

(4) 規模等

ゴルフ場面積71.5ha、18ホール、パー72、6,609ヤード

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

休業日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① 栃木県民ゴルフ場の施設の維持管理に関すること。
  - ② 栃木県民ゴルフ場の利用の許可に関すること。
  - ③ 栃木県民ゴルフ場の運営に関すること。
  - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成31 (2019) 年4月1日から平成36 (2024) 年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県民ゴルフ場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、 知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成30(2018)年8月20日(月)から同年9月20日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月20日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-0031 宇都宮市戸祭元町1-25 栃木県庁北別館1階

栃木県企業局経営企画課企画調整担当

電話 028-623-3825 FAX 028-623-3826 E-mail kigyo-keiei@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(http://www.pref.tochigi.lg.jp/j01/index.html)

(経営企画課)